輪島市国民保護計画

令和元年９月

輪島市

目　　次

第１編　　総　　論……１
　第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等……１
　　１　目的……１
　　２　市の責務等……１
　　３　市国民保護計画の構成……１
　　４　市国民保護計画の見直し、変更手続……２
　第２章　国民保護措置に関する基本方針……２
　第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等……３
　　１　事務・業務の大綱……４
　　２　関係機関の連絡先……５
　第４章　市の地理的、社会的特徴……５
　　１　地形……５
　　２　気候……５
　　３　人口分布　……７
　　４　道路の位置　……７
　　５　空港、港湾の位置等　……７
　　６　自衛隊施設等 ……８
　　７　その他　……８
　第５章　市国民保護計画が対象とする事態……９
　　１　武力攻撃事態……９
　　２　緊急対処事態……１２
第２編　平素からの備えや予防……１３
　第１章　組織・体制の整備等……１３
　　第１節　市における組織・体制の整備……１３
　　１　市の各部における平素の業務……１３
　　２　市職員の参集基準等……１４
　　３　消防機関の体制……１７
　　４　国民の権利利益の救済に係る手続等……１７
　　第２節　関係機関との連携体制の整備……１８
　　１　基本的考え方……１８
　　２　県との連携……１９
　　３　近接市町との連携……１９
　　４　指定公共機関等との連携……２０
　　５　ボランティア団体等に対する支援……２１
　　第３節　通信の確保……２１
　　第４節　情報収集・提供等の体制整備……２３

１　基本的考え方・・・２３
２　警報等の伝達に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
４　被災情報の収集・報告に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
第５節　研修及び訓練・・・２７
１　研修・・・２７
２　訓練・・・２７
第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・・・・・・・・２８
１　避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２　避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
３　救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
５　避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
６　市における避難及び救援に関する平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
第３章　生活関連等施設の把握・安全確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
１　生活関連等施設の把握・・・３３
第４章　物資及び資材の備蓄及び整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
１　市における備蓄・・・３４
２　市が管理する施設及び設備の整備、点検等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第５章　国民保護に関する啓発・・３５
１　国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・３６
第３編　武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
１　事態認定前における緊急事態対策室等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
２　初動時の措置・・・３８
３　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第２章　市対策本部の設置等・・４０
１　市対策本部の設置・・４０
２　市対策本部の組織・担当別業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
３　市対策本部における広報等・・４５
４　市現地対策本部の設置・・・４６
５　現地調整所の設置・・４７
６　市対策本部長の権限・・・４７
７　市対策本部の廃止・・４８
８　通信の確保・・・４８
第３章　関係機関相互の連携・・４９
１　国・県の対策本部との連携・・４９
２　知事等への措置要請等・・・４９

３　自衛隊の部隊等の派遣要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
４　緊急消防援助隊の応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
５　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
７　市の行う応援等・・５２
８　ボランティア団体等に対する支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
９　住民への協力要請・・・５３
第４章　警報及び避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第１節　警報の伝達等・・・５３
１　警報の伝達等・・・５３
２　警報の伝達方法・・５４
３　緊急通報の伝達及び通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
第２節　避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
１　避難措置の指示の通知・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
２　避難実施要領の策定・・５７
３　避難住民の誘導・・５９
４　事態の類型等に応じた避難等に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
第５章　救援・・・６５
１　救援の実施・・・６５
２　関係機関との連携・・・６７
３　救援の内容・・・６７
第６章　安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
１　安否情報の収集・・６８
２　県に対する報告・・６９
３　安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
４　日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
第７章　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
第１節　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
２　武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
第２節　応急措置等・・・７１
１　退避の指示・・・７１
２　市長の事前措置・・７３
３　警戒区域の設定・・７３
４　応急公用負担等・・７４
５　消防に関する措置等・・７５
第３節　生活関連等施設における災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
１　生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
第４節　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等・・・・・・・・・・・・・７８

１　武力攻撃原子力災害への対処････････････････････････････････７８
２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処････････････････････････････････８１
第８章　被災情報の収集及び報告････････････････････････････････････８４
第９章　保健衛生の確保その他の措置････････････････････････････････８４
１　保健衛生の確保･･８５
２　廃棄物の処理･･８５
第10章　国民生活の安定に関する措置････････････････････････････････８６
１　生活関連物資等の価格安定･･････････････････････････････････････８６
２　避難住民等の生活安定等･･８６
３　生活基盤等の確保･･８７
第11章　特殊標章等の交付及び管理･･････････････････････････････････８７
第４編　復旧等･･９０
第１章　応急の復旧･･９０
１　基本的考え方･･９０
２　公共的施設の応急の復旧･･９０
第２章　武力攻撃災害の復旧･･９１
１　基本的考え方　･･９１
２　復旧に関する留意事項･･９１
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等････････････････････････････９２
１　費用の負担･･９２
２　損失補償及び損害補償･･９３
３　総合調整及び指示に係る損失の補てん････････････････････････････９３
第５編　緊急対処事態への対処･･９４
１　緊急対処事態･･９４
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達････････････････････････９４

第１編　　総　　論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、住民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　目的

市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

２　市の責務等

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針、県国民保護計画及び市国民保護計画に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第２項各号に掲げる事項について定める。

３　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態への対処

4　市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1　基本的人権の尊重（法第５条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2　国民の権利利益の迅速な救済（法第６条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3　国民に対する情報提供（法第８条）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、警報の伝達・退避の指示等、国民保護措置に関する正確な情報を、防災行政無線等を通じ適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4　関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5　国民の協力（法第４条）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合、これらの協力は、その自発的な意思によるものであって、その要請に当たっては強制があってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努め、市民の自発的協力や、地域での助け合いが得られるよう努める。

6　自主性の尊重その他の特別な配慮（法第７条）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第９条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、的確かつ効率的な国民保護措置の実施に向けて、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

8　国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、法第85条）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9　地域特性への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、舳倉島の存在と長い海岸線等の地域特性に特に配慮する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

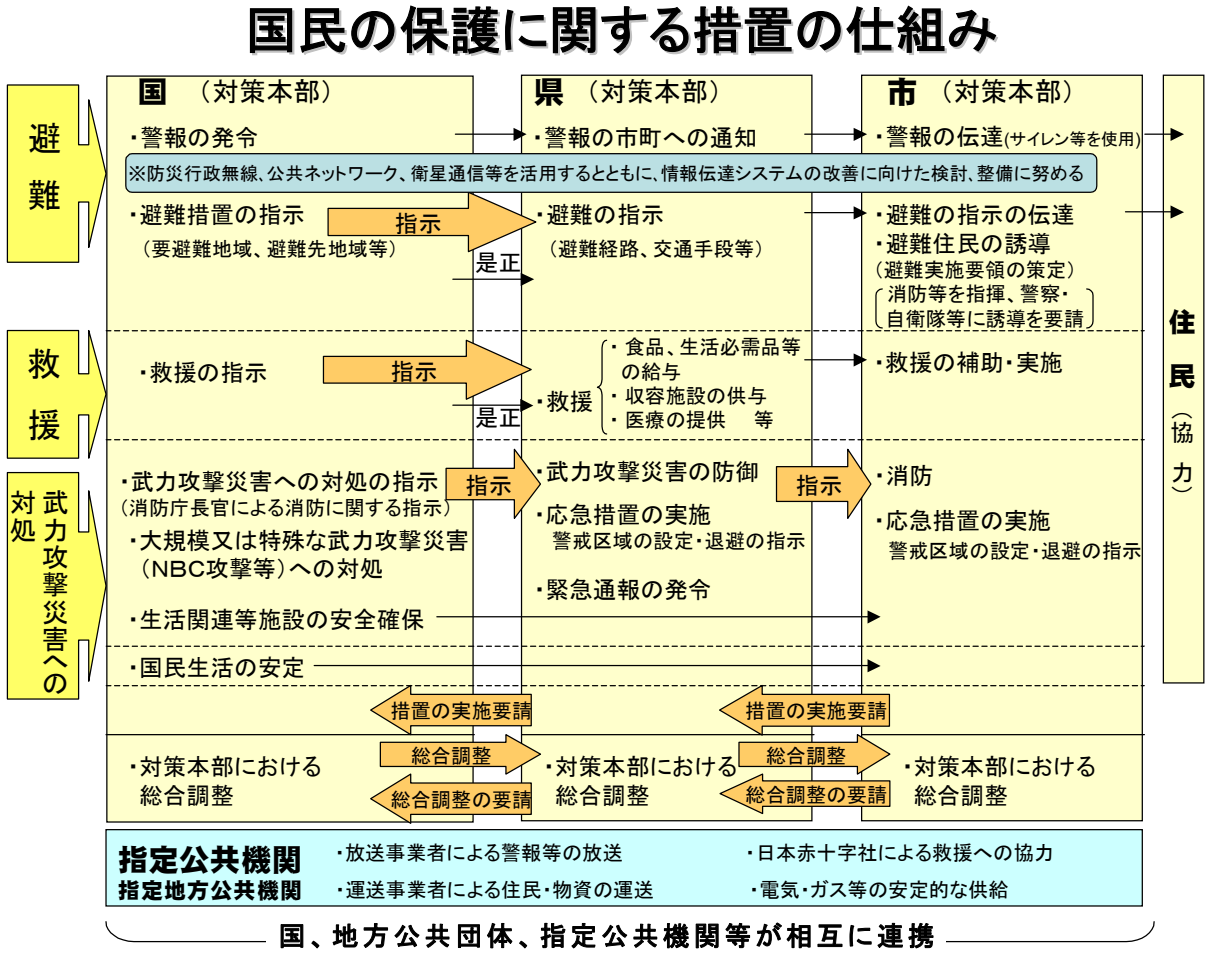

1　事務・業務の大綱

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
市	1　市国民保護計画の作成 2　市国民保護協議会の設置、運営 3　市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報・緊急通報の住民への伝達、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　避難実施要領の策定 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　退避の指示、警戒区域の設定 9　消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 10　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2　関係機関の連絡先

関係機関の連絡先等の一覧は、別途整備する。

第４章　市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1　地形

輪島市は、能登半島の北端に位置し、東は珠洲市、西は志賀町、南は、能登町・穴水町と接し、北は日本海に面し、東西に約42km、南北に約31km、面積426.40㎢である。

地勢は、高洲山（標高567m）を頂点とする山地が全市面積の約78%を占め、東西に連なって海に迫っている。

山間丘陵地源とする小河川は、いずれも樹枝状になって日本海に注ぎ、それぞれ沖積平野を形成し市街地や農耕地が開けている。

また、海岸線は、81.8km余りに及び、北方海上に七ツ島（23km沖）、舳倉島(48km沖)がある。

2　気候

市においては、四季の変化、季節の移り変わりが鮮やかであり金沢と比べ夏（６月～８月）は涼しく、冬（１２月～２月）は、比較的雪は少ない。

(1)　気温

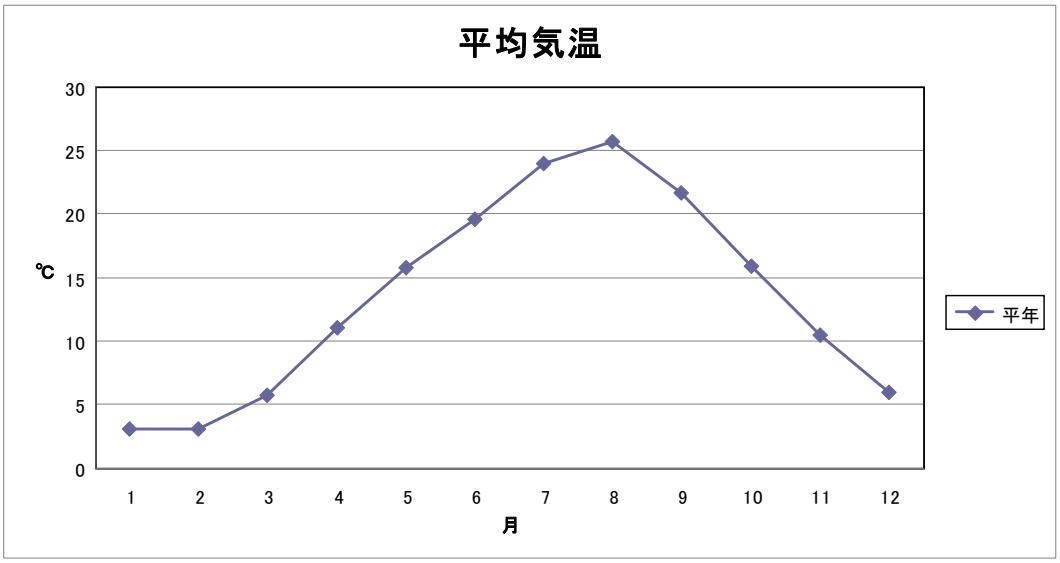

※　地上気象観測月別平年値表より
（統計期間：1981～2010　資料年数30年）

(2)　降水量

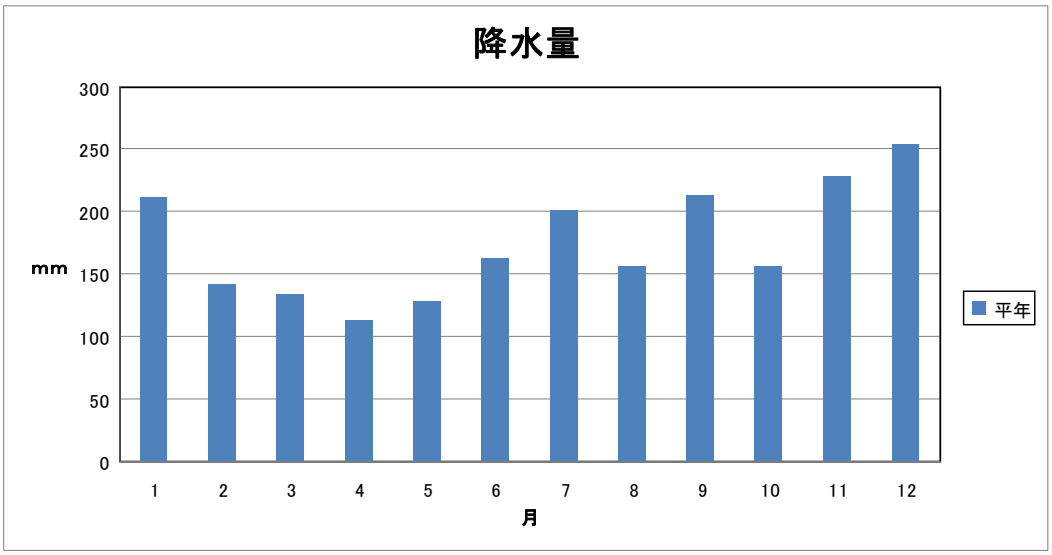

※　地上気象観測月別平年値表より
（統計期間：1981～2010　資料年数30年）

(3)　積雪

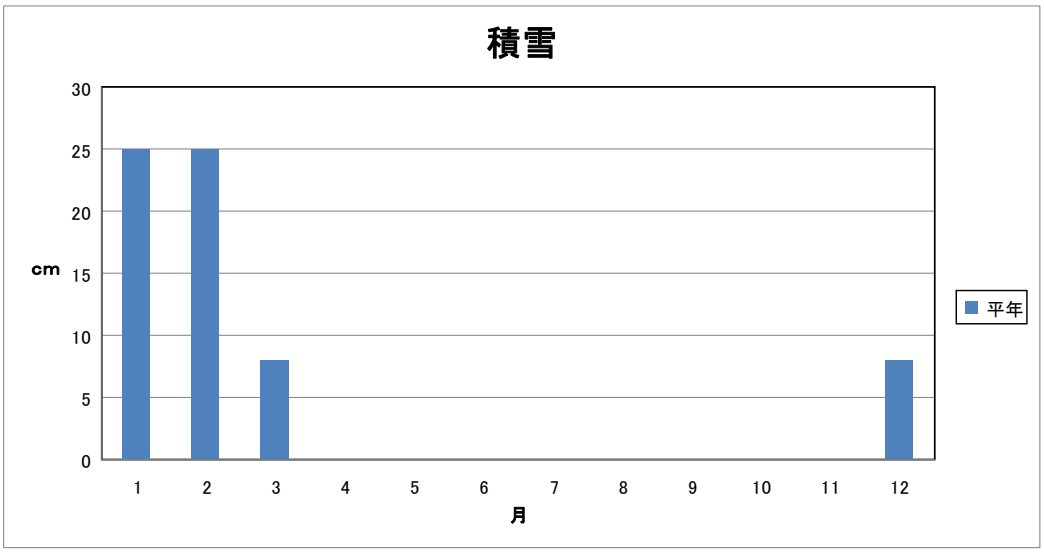

※　地上気象観測月別平年値表より
（統計期間：1981～2010　資料年数30年）

3　人口分布

人口は平成31年４月１日で26,718人（男12,633人、女14,085人）で、市の中央部に集中しており、老年（65歳以上）世代が人口の40%以上を占めている。

	人　口			世帯数	年齢構成比率			１世帯当たり	人口密度	面積
輪島市	総 数	男	女		年　少	生産年齢	老　年			
	人	人	人	世帯	%	%	%	人	人/㎢	㎢
	26,718	12,633	14,085	12,473	8	48	44	2.1	62.67	426.32

地区	総数	男	女	世帯数	地区	総数	男	女	世帯数
河井	3,748	1,780	1,968	1,758	仁岸	699	294	405	389
鳳至	2,262	1,031	1,231	918	阿岸	446	219	227	235
海士	468	228	240	165	黒島	311	146	165	179
輪島崎	617	308	309	227	諸岡	843	389	454	448
大屋	5,180	2,422	2,758	2,247	門前	1,555	731	824	751
河原田	1,961	942	1,019	873	本郷	633	293	340	314
鵠巣	1,361	637	724	569	浦上	543	251	292	262
町野	2,351	1,112	1,239	1,022	七浦	442	195	247	248
南志見	874	405	469	380					
三井	1,890	1,004	886	1,245					
西保	534	246	288	243					

4　道路の位置

幹線的な道路のうち主なものは、

(1) 国道

○　東から西の海岸線に延びて珠洲市と志賀町につながる。　　国道２４９号

(2) 主要地方道

○　南から北に延びて能登町から町野町とつながる。　　宇出津町野線

○　東から西に延びて珠洲市から尊利地町とつながる。　　珠洲里線

○　南から北に延びて穴水町から市街地とつながる。　　七尾輪島線

○　東から西に延びて市街地から門前町とつながる。　　輪島浦上線

○　東から西に延びて穴水町から門前町とつながる。　　穴水門前線

である。

5　空港、港湾の位置等

(1)　空港

能登空港

ア　所在地：三井町洲衛

イ　滑走路：2,000m

ウ　年間乗降客：約17万人（平成30年度）

エ　路線：東京

オ　市街地からの距離：約17km

(2)　港湾・漁港

ア　輪島港

(ｱ)　用途：地方港湾、避難港

(ｲ)　水深：2.0～7.5m

(ｳ)　岸壁・物揚場延長：1,460m、100トンクラスの漁船及び30,000トンクラスの旅客船が利用可能並びに1,000トンクラスの船舶が避難可能

イ　舳倉島漁港

(ｱ)　用途：漁港

(ｲ)　水深：2.5～4.5m

(ｳ)　岸壁・物揚場延長：1,070m、100トンクラスの漁船が利用可能及び200トンクラスの船舶が利用可能

ウ　鹿磯漁港

(ｱ)　用途：漁港

(ｲ)　水深：0.8～4.0m

(ｳ)　岸壁・物揚場延長：494m、100トンクラスの漁船が利用可能

6　自衛隊施設等

航空自衛隊輪島分屯基地（第23警戒群）

(1)　所在地：河井町10部29番地７

(2)　市街地からの距離：約１㎞

7　その他

(1)　上水道浄水場

ア　輪島浄水場

(ｱ)　所在地　：河井町21部１番地

(ｲ)　水　源　：河原田川

(ｳ)　給水区域：河井町他41町

(ｴ)　給水人口：約16千人

イ　北川浄水場

(ｱ)　所在地　：門前町北川２の７番地

(ｲ)　水　源　：阿岸川

(ｳ)　給水区域：阿岸、仁岸、諸岡及び門前の一部

(ｴ)　給水人口：約９百人

ウ　地原浄水場

(ｱ)　所在地　：門前町地原８の11番地１

(ｲ)　水　源　：八ケ川ダム

(ｳ)　給水区域：本郷、門前、諸岡、黒島、浦上、七浦

(ｴ)　給水人口：約４千人

(2)　簡易水道浄水場

ア　町野町地区広域簡易水道浄水場

(ｱ)　所在地　：町野町佐野イ部11番地２

(ｲ)　水　源　：町野川

(ｳ)　給水区域：町野町他８町

(ｴ)　給水人口：約３千人

イ　大沢簡易水道浄水場

(ｱ)　所在地　：大沢町坂下171番地

(ｲ)　水　源　：谷坂川

(ｳ)　給水区域：大沢町、赤崎町

(ｴ)　給水人口：約２百人

ウ　舳倉島簡易水道浄水場（海水淡水化施設）

(ｱ)　所在地　：海士町所属舳倉島北スラ63番地１

(ｲ)　水　源　：海水

(ｳ)　給水区域：海士町所属舳倉島

(ｴ)　給水人口：約百人

エ　洲衛簡易水道浄水場

(ｱ)　所在地　：三井町洲衛と部６番地

(ｲ)　水　源　：深井戸

(ｳ)　給水区域：三井町洲衛

(ｴ)　給水人口：約百人

(3)　ダム

八ケ川ダム

ア　所在地　：門前町定広・地原

イ　構　造　：重力式コンクリートダム

ウ　総貯水量：3,130㎥

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態

(1)　武力攻撃事態

武力攻撃事態は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、その特徴、留意点は次のとおりである。

事　態	特　　徴	留　意　点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	○事前にその活動を予測、察知ができず突発的に被害が生ずることも考えられる。 ○少人数で、使用可能な武器も限定されることから、被害の範囲は比較的狭いのが一般的だが、攻撃対象施設の種類（原子力発電所等）によっては、被害の範囲が拡大するおそれがある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。	○都市部の政治経済の中枢施設、鉄道、橋梁、ダム、原子力発電所などに対する注意が必要である。 ○攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後適当な避難地への移動等が必要である。 ○事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定の措置などが必要である。 ○国際テロ組織等の動向に注意する必要がある。
弾道ミサイル攻撃	○発射兆候を察知した場合でも、発射段階で攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○着弾前に弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を特定することは困難である。 ○弾頭の種類により被害の態様、対応が大きく異なる。 ○通常弾頭の場合は、ＮＢＣ弾頭と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	○屋内への避難や消火が中心となる。 ○短時間で着弾することから、迅速な情報伝達と速やかな対応によって被害を局限化することが重要である。
航空機による攻撃（空爆）	○兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定は困難である。 ○攻撃の意図、弾薬の種類により攻撃目標、被害の程度は変化する。 ○都市部が主要な目標となることも想定され、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○意図の達成まで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常爆弾の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。	○攻撃目標地を限定せずに屋　内への避難等の避難措置を広範囲に指示することが必要である。 ○特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要である。
着上陸侵攻（船舶や航空機により地上部隊が上陸）	○国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、比較的長期に及ぶことが予想される。 ○船舶による上陸の場合は、船舶等の接岸容易な地形の沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○航空機による侵攻部隊の投入の場合は、大型輸送機が離着陸可能な空港の存在する地域が侵攻目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用船舶等の接岸容易な地域と隣接している場合は、特に目標となりやすいと考えられる。 ○着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイル攻撃が実施される可能性が高い。 ○主に、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が予想される。	○事前の準備は可能である。 ○戦闘予想地域から先行して、広域避難が必要となる（県の区域を越える避難）。 ○広範囲にわたる武力攻撃災害の発生が予想されるので、復旧が重要な課題となる。

※「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）、「事態の類型ごとの特色」（消防庁）及び県国民保護計画等により作成

(2) ＮＢＣ攻撃
特殊な対応が必要となるＮＢＣ攻撃についての特徴、留意点は次のとおりである。

手　段	特　　徴	留　意　点
核兵器等	○当初段階では、核爆発に伴う熱線、爆風、放射線により爆心地周辺において被害を短時間にもたらす。 ○放射性降下物からの残留放射線が、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ○中性子誘導放射能（建築物や土壌等に中性子線が放射されることで、それらの物資そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって爆心地周辺において被害が生じる。 ○放射性降下物は、皮膚に付着することによる外部被ばくや、汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生する。	○熱線による熱傷や放射線障害等に対する医療が必要となる。 ○避難に当たっては、風下を避ける必要がある。 ○手袋、帽子、雨合羽等によって放射性降下物による外部被ばくの低減を図る必要がある。 ○口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染の疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。 ○汚染地域の立入制限を確実に行うことが必要である。 ○避難誘導、医療要員の被ばく管理の実施が重要である。 ○放射性物資を混入させた爆弾（ダーティボム）もあり、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから核兵器と同様の対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び汚染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
生物兵器	○人に知られず散布が可能である。 ○潜伏期間に感染者が移動することにより、被害拡大の可能性がある。 ○使用される生物剤の特性、感染力、ワクチンの有無、既知の生物剤か否かで被害の範囲が異なるが、二次感染による被害の拡大も考えられる。	○厚生労働省を中心に一元的情報収集、データ解析等のサーベイランス（疾病監視）により、感染源、感染地域の特定、病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止の実施が重要である。
化学兵器	○一般的には、風下方向に拡散する（地形・気象等の影響を受ける）。 ○空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる場合が多い。 ○特有のにおいのあるもの、無臭のもの等、性質は化学剤の種類により異なる。	○原因物質の検知、汚染地域の特定、予測が必要である。 ○一般的には安全な風上の高台に誘導する必要がある。 ○汚染者には、可能な限り除染し、原因物質に応じた救急医療を行うことが重要である。 ○汚染地域の特定と除染、地域から原因物質を取り除くことが重要である。

※「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）、「事態の類型ごとの特色」（消防庁）及び県国民保護計画等により作成

2　緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処が必要な事態であり事態例及び主な被害の概要は次のとおりである。

【留意点】

基本的には、大規模テロと呼ばれる攻撃事態など、ゲリラ・特殊部隊による攻撃における対処と類似の事態が想定される。

区　分		事　態　例	主な被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○原子力発電所等の破壊	○大量の放射生物資が放出され、周辺住民が被ばく ○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
		○石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	○爆発、火災の発生 ○建物、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が発生
		○危険物積載船への攻撃	○危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生 ○港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等により社会経済活動に支障が発生
		○ダムの破壊	○下流に及ぼす被害は多大
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	○爆破による人的被害の発生 ○施設が崩壊した場合には、人的被害は多大
		○列車等の爆破	
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	○ダーティボム（放射性物質を混入させた爆弾）等の爆発による放射能の拡散	○爆発による被害は、爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱、炎による被害 ○小型核爆弾は、核兵器と同様である。
		○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	○生物剤の特徴は、生物兵器の特徴と同様
		○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	○化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様
		○水源地への毒素等の混入	○毒素の特徴は、化学兵器の特徴と同様
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	○施設の破壊に伴う人的被害 ○施設の規模により被害の大きさが変化 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災
		○弾道ミサイル等の飛来	

※「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）、「事態の類型ごとの特色」（消防庁）及び県国民保護計画等により作成

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１節　市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　市の各部における平素の業務

市の各部（以下「各部」という。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【各部における平素の業務】

部　名	平　素　の　業　務
全部共通	・各部の国民保護担当職員の配置及び交代要員の確保に関すること。 ・所管施設・関係機関等の把握、安全対策に関すること。
総務部	・国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案等に関すること。 ・市国民保護計画に関すること。 ・市国民保護協議会の運営に関すること。 ・市国民保護対策本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・国民保護措置についての訓練に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・特殊標章等の交付、許可に関すること。 ・食糧等の備蓄に関すること。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・職員の服務に関すること。 ・広報活動及び報道関係との連絡体制の整備に関すること。
企画振興部	・非常通信体制の整備に関すること。 ・通信手段の整備に関すること。 ・空港施設の把握、安全対策に関すること。 ・鉄道、バス等の緊急輸送手段の確保に関すること。

部　名	平　素　の　業　務
市民生活部	・被災者に対する市税の徴収猶予、減免に関すること。 ・救援物資の調達、あっせんの体制整備に関すること。 ・ボランティア及び関係団体との連絡調整に関すること。 ・外国人への情報提供、相談に関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。 ・廃棄物処理に関すること。
健康福祉部	・避難施設（福祉避難所）の運営体制の整備に関すること。 ・高齢者、障害者、その他、特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・赤十字標章等の交付、許可に関すること。
市立輪島病院	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。
産業部	・応急復旧用資材の調達、あっせんの体制整備に関すること。 ・被災企業等への金融対策に関すること。 ・主要食糧の調達・あっせん・確保体制整備に関すること。 ・農林水産業への金融対策に関すること。 ・生鮮食品の流通状況の把握に関すること。 ・観光客への安全確保対策に関すること。
建設部	・道路、橋梁、河川、港湾施設等の状況把握、安全対策に関すること。 ・応急住宅の建築、供与に関すること。 ・道路の除雪体制に関すること。
上下水道局	・飲料水の確保体制の整備に関すること。 ・水道施設の安全対策に関すること。
教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給の体制整備に関すること。 ・文化財の保護に関すること。

2　市職員の参集基準等

(1)　職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2)　24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3)　配備態勢及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、初動体制から国民保護対策本部体制に至る体制を整備することとし、その参集基準は、次のとおりとする。

【職員参集基準】

配　備　体　制		参　集　基　準	参集対象
初動体制	注意配備態勢 ・情報収集、連絡活動を円滑に行える態勢 責任者　：総務部長 副責任者：防災対策課長	1　国内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるとき。 2　国外において武力攻撃等が発生した場合などで我が国に対する何らかの武力攻撃等の情報があるときで市長が必要と認めるとき。	・総務部 防災対策課職員
	警戒配備態勢 ・緊急事態対策室の設置に備える態勢 責任者　：総務部長 副責任者：防災対策課長	1　市内において武力攻撃等によると疑われる災害が発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるとき。 2　他の市町において本市へ何らかの影響を及ぼす可能性のある武力攻撃等によると疑われる災害が発生した場合で市長が必要と認めるとき。	・総務部職員 ・関係各部長
	緊急事態対策室態勢 責任者　：市長 副責任者：副市長	1　市内又は近隣市町で武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれが明白な場合で、市長が必要と認めるとき。 2　他の市町に国民保護対策本部が設置された場合で、市長が必要と認めるとき。	・市長、副市長 ・総務部職員 ・関係各部長 ・特に必要と認める場合は全職員
国民保護対策本部体制 責任者　：市長 副責任者：副市長		内閣総理大臣から市対策本部設置の指定通知を受けたとき。	・全職員
安定・復旧配備体制 責任者　：市長 副責任者：副市長		内閣総理大臣から市対策本部設置の指定が解除され、避難住民等が復帰し、市民生活の安定等を図るとき。	・全職員
支援・受入配備体制 責任者　：市長 副責任者：副市長		1　他の市町において対策本部が設置された場合で、市長が必要と認めるとき。 2　他の市町の住民等が市内に避難してくるとき。	・全職員

(4)　幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5)　幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

名　称		代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）
対策本部長（市長）		副市長	総務部長	企画振興部長
対策副本部長(副市長)		総務部長	企画振興部長	市民生活部長
本部員	教育長 消防長 総務部長 企画振興部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業部長 建設部長 教育部長 門前総合支所長 その他市職員で市長が指名する者	教育部長 輪島消防署長 防災対策課長 企画課長 市民課長 福祉課長 農林水産課長 土木課長 教育総務課長 地域振興課長 －	教育総務課長 輪島消防署副署長 総務課長 財政課長 環境対策課長 健康推進課長 漆器商工課長 都市整備課長 生涯学習課長 地域生活課長 －	生涯学習課長 門前分署長 監理課長 放送課長 税務課長 健康福祉部内で上位の職にある者 観光課長 建設部内で上位の職にある者 文化課長 地域整備課長 －

※職員の配置により上記表中に示す、本部員の代替職員の部内で、より上位の職にある者が配置されたときは、その職により適切な順位に配置する。

(6)　職員の服務基準

市は、配備体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7)　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

○　交代要員の確保その他職員の配置
○　食料、燃料等の備蓄
○　自家発電設備の確保
○　仮眠設備等の確保等

3　消防機関の体制

(1)　奥能登広域圏事務組合消防本部及び輪島消防署における体制

奥能登広域圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び輪島消防署（以下「消防署」という。）は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

また、市は、消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2)　輪島市消防団の充実・活性化の推進等

市は、輪島市消防団（以下「消防団」という。）が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4　国民の権利利益の救済に係る手続等

(1)　国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済制度等	救済対象手続等	担当課
損失補償 （法第159条第項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第２項）	監理課
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第３項）	監理課
	土地等の使用に関すること。（法第82条）	税務課
	応急公用負担に関すること。（法第113条第３項）	総務課
損害補償 （法第160条）	国民への協力要請によるもの （法第70条第１・３項、115条第１項、123条第１項）	市民課
不服申立てに関すること。（法第６条、175条）		総務課
訴訟に関すること。（法第６条、175条）		総務課

(2)　国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐとともに、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第２節　関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

(1)　防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2)　関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

【各関係機関の計画等の関係】（イメージ図）

国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護計画等の関係を図示すれば、次のとおりである。

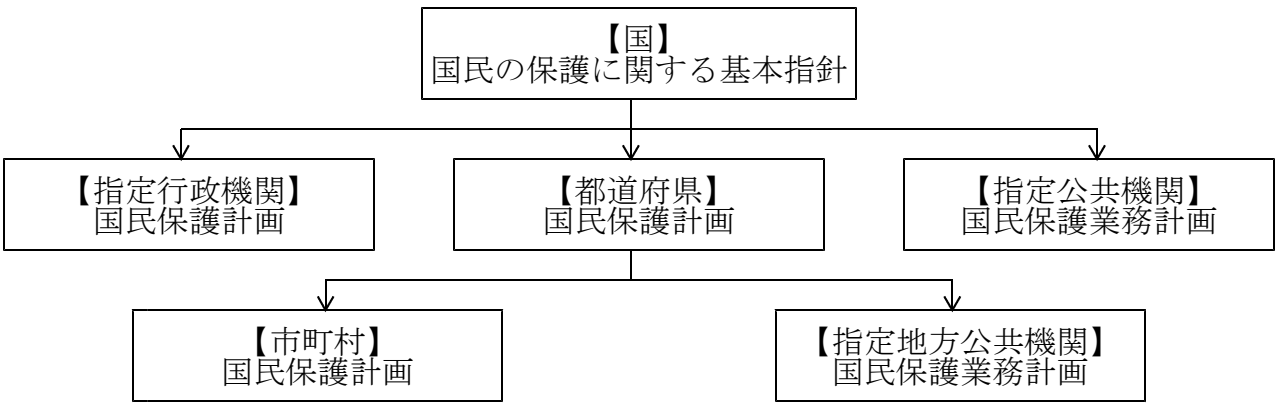

(3)　関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2　県との連携

(1)　県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話〈ＦＡＸ〉番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

この場合、特に避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2)　県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3)　市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4)　県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3　近接市町との連携

(1)　近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2)　消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに､必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4　指定公共機関等との連携

(1)　指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2)　医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、市立輪島病院、能登北部医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3)　関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに対し支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5　ボランティア団体等に対する支援

(1)　自主防災組織等に対する支援

市は、次のこと等を通じて自主防災組織の活性化と充実を図る。

ア　自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対し研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進する。

イ　自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

ウ　自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

エ　市の実施する防災総合訓練に併せ避難誘導に関する国民保護措置についての訓練を実施する。

(2)　自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、消防吏員・警察官・看護師等の退職者の協力が得られるよう努め、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、ボランティアが避難住民の誘導への協力など自発的に協力する場合は、その安全確保に十分配慮しながら、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

第３節　通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1　非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

また、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2　非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとし、デジタル化の推進に努めるものとする。

また、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集及び連絡体制の整備に努め、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段（防災行政無線移動系等）を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。

施設・設備面	○ 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	○ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	○ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	○ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	○ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	○ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	○ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	○ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	○ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分な調整を図る。
	○ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	○ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	○ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第４節　情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1)　情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2)　体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3)　地域特性の配慮

市は、舳倉島の存在や長い海岸線を有している地域特性にかんがみ、県、県警察等と連携し、海岸における不審者の情報について通報体制の整備を図るよう努める。

また、大規模集客施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(4)　情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

２　警報等の伝達に必要な準備

(1)　警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2)　防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容を迅速かつ的確に伝達するため、同報系その他の防災行政無線の適切な維持に努めるとともに緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の的確な運用・管理・整備を行う。

また、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3)　県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて第九管区海上保安本部七尾海上保安部（以下「海上保安部」という。）との協力体制を構築する。

(4)　国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年７月６日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5)　大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6)　民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをＰＲすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1)　安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（次頁参照）に関して、安否情報省令第２条に規定する様式第３号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1　避難住民（負傷した住民も同様）
　① 氏名（フリガナ）
　② 出生の年月日
　③ 男女の別
　④ 住所（郵便番号を含む。）
　⑤ 国籍
　⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
　⑦ 負傷（疾病）の該当
　⑧ 負傷又は疾病の状況
　⑨ 現在の居所
　⑩ 連絡先その他必要事項
　⑪ 親族・同居者への回答の希望
　⑫ 知人への回答の希望
　⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2　死亡した住民
　（上記①～⑥に加えて）
　⑭ 死亡の日時、場所及び状況
　⑮ 遺体が安置されている場所
　⑯ 連絡先その他の必要情報
　⑰ ①～⑥及び⑭～⑯を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2)　安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を安否情報システム等で効率的かつ安定的に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3)　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を安否情報システム等で効率的かつ安定的に行うため、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある医療機関、学校、大規模事業所等の関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4　被災情報の収集・報告に必要な準備

(1)　情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2)　被災情報収集のための準備

市は、収集した被災情報を下記の様式により速やかに県に報告する。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

平成　年　月　日　時　分

○○市、△△町

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時　　平成　年　月　日

(2) 発生場所　　○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯　　度、東経　　度）

2　発生した武力攻撃災害の状況の概要

3　人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

(3)　担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第５節　研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　研修

(1)　研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国の研修機関（自治大学校、消防大学校等）及び県の研修機関（県自治研修センター、県消防学校等）の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2)　職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/

※【総務省消防庁ホームページ】
http://www.fdma.go.jp/

(3)　外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

２　訓練

(1)　市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、航空自衛隊輪島分屯基地、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2)　訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア　市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ　警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ　避難誘導訓練及び救援訓練

(3)　訓練に当たっての留意事項

ア　市は、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練（原子力防災訓練を含む。）とを有機的に連携させる。

イ　市は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ　市は、訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ　市は、自主防災組織、町内会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ　市は、県と連携し、学校、病院、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ　市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

１　避難に関する基本的事項

(1)　基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の区域地図（1/10,000、住宅地図）道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、県が準備する避難に関する基礎的資料の収集等に協力する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例)】

○　市の区域地図
　　（※　1/10,000、住宅地図）
○　市内の人口分布
　　（※　各地区別人口分布・世帯数等のデータ）
○　区域内の道路網のリスト
　　（※　避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
○　輸送力のリスト
　　（※　鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
　　（※　鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
○　避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
　　（※　避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
○　備蓄物資、調達可能物資のリスト
　　（※　備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
○　生活関連等施設等のリスト
　　（※　避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
○　関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
　　（※　特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部においてプロジェクター等を活用して表示できるようにしておくことが望ましい。）
○　町内会等、自主防災組織等の連絡先等一覧
　　（※　代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
○　消防機関のリスト
　　（※　消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
　　（※　消防機関の装備資機材のリスト）
○　避難行動要支援者の避難支援プラン

(2)　隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3)　高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として避難支援プラン（避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方」と「避難行動要支援者一人一人に対する個別計画」で構成される。）を作成して活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4)　民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5)　学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2　避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、航空自衛隊輪島分屯基地等）との緊密な意見交換を行いつつ、消防庁及び県が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3　救援に関する基本的事項

(1)　県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみ、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2)　基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【集約・整理すべき基礎資料】

○ 収容施設（避難所〈長期避難住宅を含む。〉及び応急仮設住宅）として活用できる土地建物等のリスト
○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
○ 関係医療機関のデータベース
○ 救護班のデータベース
○ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
○ 墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等

4　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1)　運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県から救援の一部の事務を市において行う運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を調整しておく。

○　輸送力に関する情報
　①　保有車輌等(定期・路線バス、貨物車両、船舶、飛行機等)の数、定員、積載量等
　②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
○　輸送施設に関する情報
　①　道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
　②　港湾　（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
　③　飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2)　運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3)　舳倉島における留意事項

市は、舳倉島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補〈安全保障・危機管理担当〉付内閣参事官〈事態法制企画担当〉通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官〈危機管理担当〉通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】
①　各季節ごとの平素から住民及び滞在者（観光客等）の概数
②　住民の避難に活用可能な自ら保有する漁船等の輸送能力
③　島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
④　想定される避難先までの輸送経路
⑤　島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
⑥　「へぐら航路」株式会社の運航態勢

5　避難施設の指定への協力

(1)　市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を次の基準で提供するなど県に協力する。

ア　避難所：学校、公民館、体育館、その他の公益的施設

イ　応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所及び避難の際の一時集合場所：公園、広場及び駐車場

(2)　市は、避難施設の指定への協力に際して、次の点に留意する。

ア　爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するように配慮する。

イ　一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

ウ　危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

エ　物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有し、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

オ　車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3)　市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

(4)　避難施設として指定を受けた施設管理者は、次のいずれかのときは、速やかに県に報告する。

ア　当該施設の廃止

イ　用途の変更、改築等により、避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更

6　市における避難及び救援に関する平素からの備え

(1)　避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び県が作成する避難マニュアルをもとに、種々の状況に応じた複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくものとする。

この避難実施要領のパターンは、実際の避難時には、適切なパターンに避難住民数、避難距離等を加えて「避難実施要領」を作成することとなることから、避難規模の異なるパターンを作成しておく必要があることに留意するものとする。

この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について特に配慮するものとする。

(2)　輸送体制の整備等

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するものとする。

また、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3)　市長が実施する救援

市は、知事から、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第３章　生活関連等施設の把握・安全確保等

市は、武力攻撃事態等において、国民の日常生活や周辺地域の住民等に大きな影響を及ぼすことが考えられる生活関連等の施設の安全確保等について定める。

1　生活関連等施設の把握

(1)　生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年８月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施　設　の　種　類	所管省庁名
第27条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	９号	ダム	国土交通省
第28条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類	経済産業省
	４号	高圧ガス	経済産業省
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	６号	核原料物質	原子力規制委員会
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	８号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2)　市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第４章　物資及び資材の備蓄及び整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1　市における備蓄　（法第142条、145条）

(1)　防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として､国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、相互に活用できるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を別途整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

(2)　国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3)　県及び他市町との連携

市は､国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄及び整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2　市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1)　施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2)　ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ業者間の応援体制の整備に努める。

(3)　復旧のための各種資料等の整備等

市は、その管理する土地、建物等について、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第５章　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1　国民保護措置に関する啓発

(1)　啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

なお、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

(2)　防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3)　学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1)　住民が取るべき対処等の啓発

市は、住民からの次の通報等について、国や県が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を活用して住民への周知を図る。

ア　武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報
イ　不審物等を発見した場合の管理者に対する通報
ウ　弾道ミサイルの飛来の場合に住民の取るべき対処
エ　テロが発生した場合などに住民がとるべき対処
オ　傷病者の応急手当

(2)　運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において自動車等の運転者がとるべき次の措置等について自然災害時の措置に準じて周知徹底を図るものとなっている。

ア　車両の道路左側への停止
イ　交通情報の入手
ウ　規制区間外への車両の移動
エ　警察官の指示に従うこと。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における緊急事態対策室等の設置

(1)　緊急事態対策室等の設置

ア　市長は、現場からの情報により武力攻撃等によると疑われる災害が発生し、又は発生するおそれがある行為等の事案の発生した場合において、市として的確かつ迅速に対処するため、危機管理に不可欠な人数により構成される次の態勢をとる。

(ｱ)　注意配備態勢

(ｲ)　警戒配備態勢

(ｳ)　緊急事態対策室態勢

イ　「緊急事態対策室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態対策室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態対策室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

ウ　職員の参集「配備態勢及び職員の参集基準等」〈第２編第１節２(３)〉により参集対象となっている市職員は、参集の指示があったとき、別途定める所定の場所に参集し、初動の対応等を行う。

なお、参集場所に参集できない場合（交通機関の途絶等）は、別途定める最寄りの非常参集場所に参集する。

(2)　市緊急事態対策室の構成等　（イメージ）

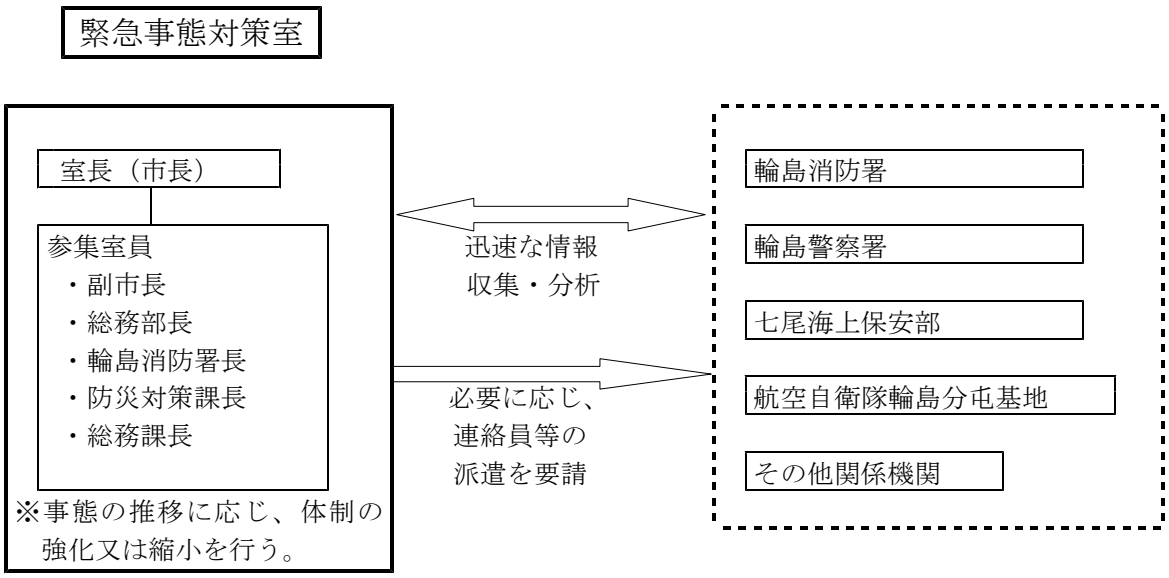

2　初動時の措置

(1)　事案の報告

市職員が住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

また、関係機関とも相互に連携をとる。

(2)　県への連絡

市は、緊急事態対策室等を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。

(3)　初動措置の確保

ア　市は、「緊急事態対策室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要に応じて、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

イ　市は、国、県等から入手した情報を関係機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

ウ　市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

エ　政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4)　関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(5)　対策本部への移行に要する調整

ア　「緊急事態対策室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、「緊急事態対策室」は廃止する。

イ　市は、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

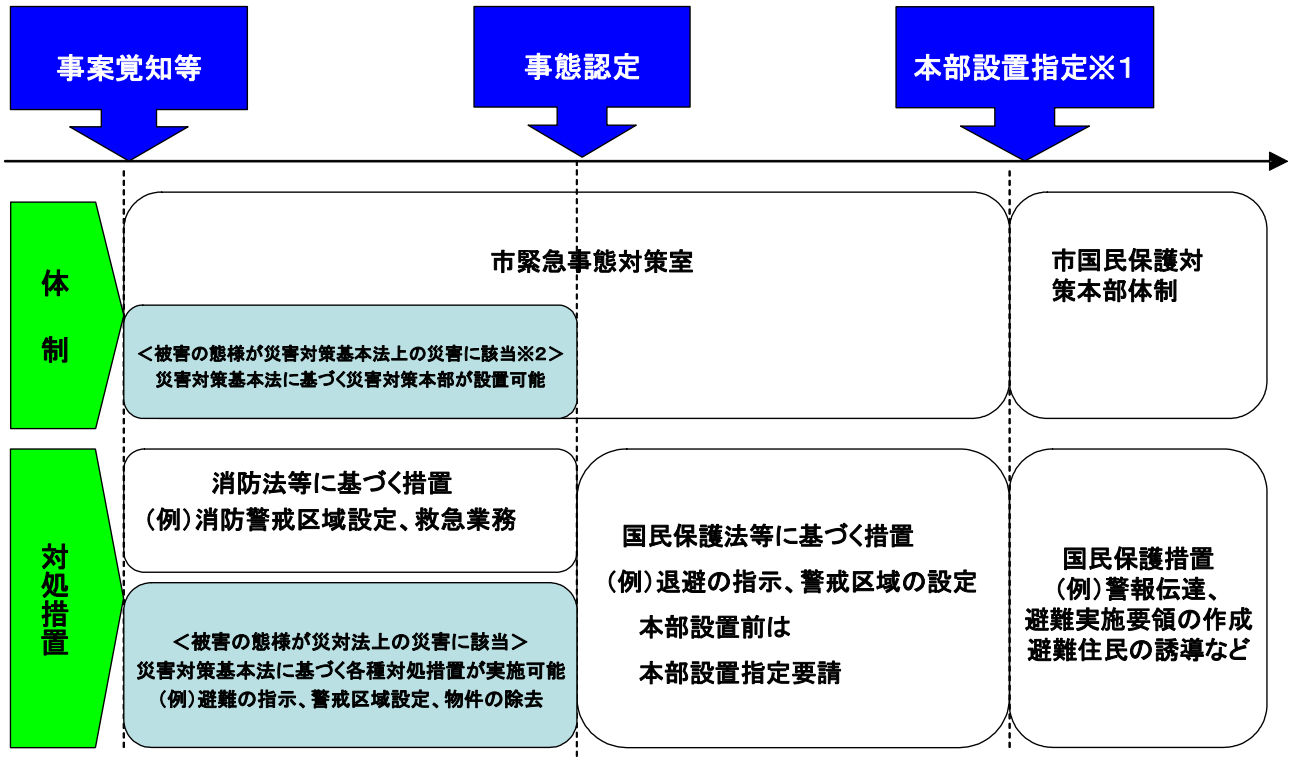

※1　事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2　災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態対策室等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第２章　市対策本部の設置等

武力攻撃事態等において、市対策本部を設置すべき市として指定を受けた場合は、市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1　市対策本部の設置

(1)　市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア　市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ　市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態対策室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

(2)　市対策本部員及び市対策本部職員の参集

ア　市対策本部員等への連絡

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市職員は、参集の指示があったとき、直ちに参集し、初動対応等を行う。

※　一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

イ　参集場所

(ｱ)　原則：指定の部署（勤務場所）

(ｲ)　例外：指定の部署に参集できない場合（交通機関の途絶等）は、輪島市災害対策本部条例施行規則に定める地域活動拠点施設に参集する。

(3)　市対策本部の開設

ア　原則

市対策本部担当者は、市庁舎３階大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

イ　市庁舎が被災した場合

(ｱ)　市庁舎が被災した場合など、市役所３階大会議室に市対策本部を設置することが適当でないときは、市役所３階大会議室以外の場所に市対策本部を設置する。

(ｲ)　市は、市庁舎が被災した場合など市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、あらかじめ市対策本部の予備施設を定めておく。

第１順位：門前総合支所

第２順位：ふれあい健康センター

なお、 市対策本部の設置場所の決定に当たっては、武力攻撃事態等の状況、今後の予測等を十分考慮するものとする。

(ｳ)　市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(4)　設置の連絡等

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会等に市対策本部を設置した旨を連絡する。

ア　連絡先機関

(ｱ)　県（危機対策課、奥能登総合事務所、奥能登土木総合事務所、能登空港管理事務所、能登北部保健福祉センター、県警察）

(ｲ)　隣接市町（珠洲市、穴水町、能登町、志賀町）

(ｳ)　航空自衛隊輪島分屯基地

(ｴ)　指定地方行政機関（第九管区海上保安本部七尾海上保安部、北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所、東京管区気象台金沢地方気象台）

(ｵ)　指定公共機関（日本郵便株式会社輪島郵便局、北陸電力株式会社輪島営業所）

(ｶ)　指定地方公共機関（石川県トラック協会）

(ｷ)　その他の機関

イ　連絡内容

(ｱ)　本部設置の日時、場所及び連絡先

(ｲ)　設置の原因となった武力攻撃事態等の概要

(ｳ)　国民保護措置実施体制への移行の要請

(5)　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6)　市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

2　市対策本部の組織・担当別業務

(1)　市対策本部の組織構成

ア　市対策本部に、本部会議、部及び現地対策本部等を設置する。

イ　市対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって充てる。

(ｱ)　本部長　：市長

(ｲ)　副本部長：副市長

(ｳ)　本部員　：教育長、市長部局の各部長、教育部長、門前総合支所長、その他市職員で市長が指名する者及び消防本部の消防庁又はその指定する者

【 対策本部組織図 】

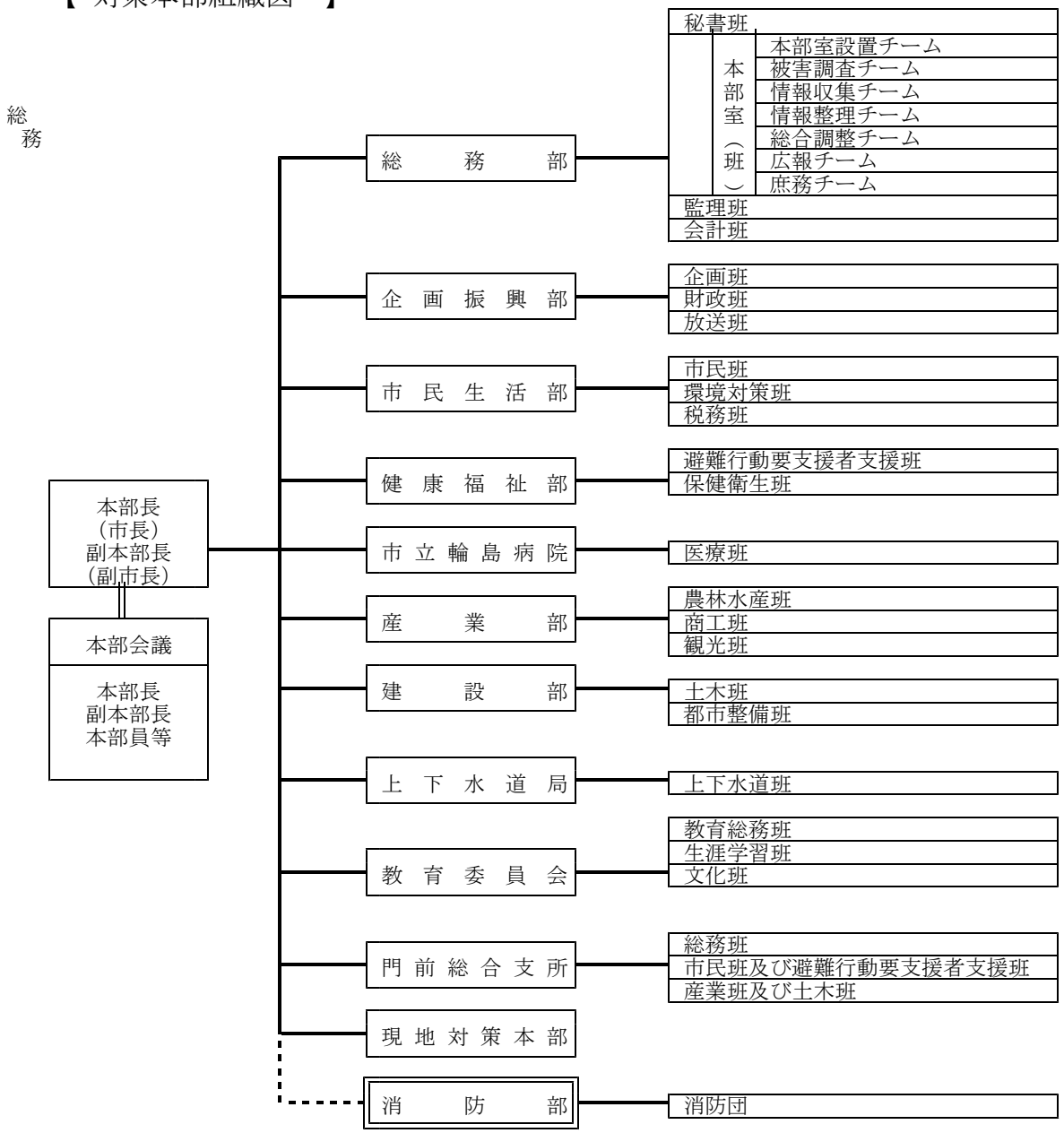

※　市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする。（市対策本部室には、総務部を主力に各部課室から支援要員の派遣を受け、円滑な連絡調整を図る。）

(2)　対策本部室の業務

名　称	業　務
本部室設置チーム	・本部室設置に関すること。 〇石川県防災端末等電子機器の移設設置 〇電話等通信機器の移設設置　〇非常用電源の運用 ・本部班事務の応援に関すること。
被害調査チーム	・被害状況の現地での確認に関すること。 ・確認結果の報告に関すること。
情報収集チーム	・以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集 〇 被災情報　〇 避難や救援の実施状況　〇 災害への対応状況 〇 安否情報　〇 その他各班等から収集を依頼された情報
情報整理チーム	・被害情報収集チームからの情報の集約に関すること。 ・各種情報の共有化作業に関すること。 〇 文字情報を地図情報に変換　〇 各種情報処理機器の活用 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。
総合調整チーム	・県対策本部との連絡調整 ・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報整理チームが集約した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・市が行う国民保護措置に関する調整 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・特殊標章等の交付に関すること。 ・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項
広報チーム	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務チーム	・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

(3)　各部の業務

部　名	業　務
総務部	・職員の動員及び派遣に関すること。 ・職員の服務に関すること。 ・庁舎、市有財産の管理に関すること。 ・国民保護措置関係の予算に関すること。 ・義援金の出納保管に関すること。
企画振興部	・非常通信体制の確保に関すること。 ・情報の整理、集約に関すること。 ・公共交通機関等の緊急輸送手段の確保に関すること。 ・災害関係経費の経理に関すること。
市民生活部	・被災者に対する市税の徴収猶予及び減免措置に関すること。 ・義援金品の受領及び配布に関すること。 ・外国人への情報提供及び相談に関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。 ・廃棄物処理に関すること。
健康福祉部	・避難施設の運営支援に関すること。 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 ・医療、救急用医薬品等の調達及び提供に関すること。 ・医療関係機関との連絡調整に関すること。 ・保健衛生に関すること。
産業部	・主要食糧の調達、あっせん及び確保に関すること。 ・農林水産業への金融に関すること。 ・生鮮商品の流通状況の把握に関すること。 ・農林水産業施設の応急対策に関すること。 ・救援物資及び応急復旧資材の調達及びあっせんに関すること。 ・被災企業等への金融に関すること。 ・観光客への災害応急対策に関すること。
建設部	・応急仮設住宅の建築及び供与に関すること。 ・道路、橋梁、河川、港湾施設等の応急対策に関すること。 ・道路の除雪に関すること。
上下水道局	・飲料水の確保に関すること。
教育委員会	・学校等教育施設の応急対策に関すること。 ・被災児童生徒の応急教育対策に関すること。 ・被災児童生徒に対する教科書及び学用品の確保、調達及び支給に関すること。 ・文化財の保護に関すること。
消防部	・武力攻撃災害への対処に関すること。（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること。

3　市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

(1)　広報責任者

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報チーム」を設置し、そのチームリーダーを「広報責任者」とする。

(2)　広報手段

広報チームは、広報誌、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3)　留意事項

ア　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ　市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ　広報する情報の内容については、県その他関係機関と相互に情報交換を行うよう努めること。

【主な通信手段】

○地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して県、市町等関係機関を結ぶ通信網）

○県防災行政無線（県と各市町相互を結ぶ通信網）

○県総合防災情報システム

○市防災行政無線（同報系）

○市庁内ＬＡＮ（支所、出張所、公民館等を結ぶメールによるネットワーク）

(4)　その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名　　称	連　絡　先
北陸放送　能登支局	電話 0768-23-4070　FAX 0768-23-4070
日本放送協会　金沢放送局　輪島報道室	電話 0768-22-9154　FAX 0768-22-1113
北陸朝日放送　輪島支局	電話 0768-23-1870　FAX 0768-23-1870
テレビ金沢　輪島通信部	電話 0768-22-7547　FAX 0768-22-7547
石川テレビ放送　輪島支局	電話 0768-22-4441　FAX 0768-22-4441
朝日新聞　輪島支局	電話 0768-22-0329　FAX 0768-22-5834
読売新聞　能登支局　輪島駐在	電話 0768-22-1109　FAX 0768-22-2233
北陸中日新聞　輪島通信局	電話 0768-22-0306　FAX 0768-23-8025
北國新聞　輪島総局	電話 0768-22-0303　FAX 0768-22-2099
毎日新聞　北陸総局	電話 076-263-8811　FAX 076-231-7124

4　市現地対策本部の設置　（法第28条⑧）

(1)　設置

市長は、次のいずれかの場合において、市対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、被災現地における市現地対策本部を設置する。

ア　避難住民の数が多い地域等において、市対策本部や指定地方公共機関等との連絡、調整等をきめ細かく行う必要がある場合

イ　被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合

ウ　その他必要な場合

(2)　構成

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(3)　所掌事務等

現地対策本部の組織、運営、所掌事務等については、別途定める。

5　現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所のイメージ】

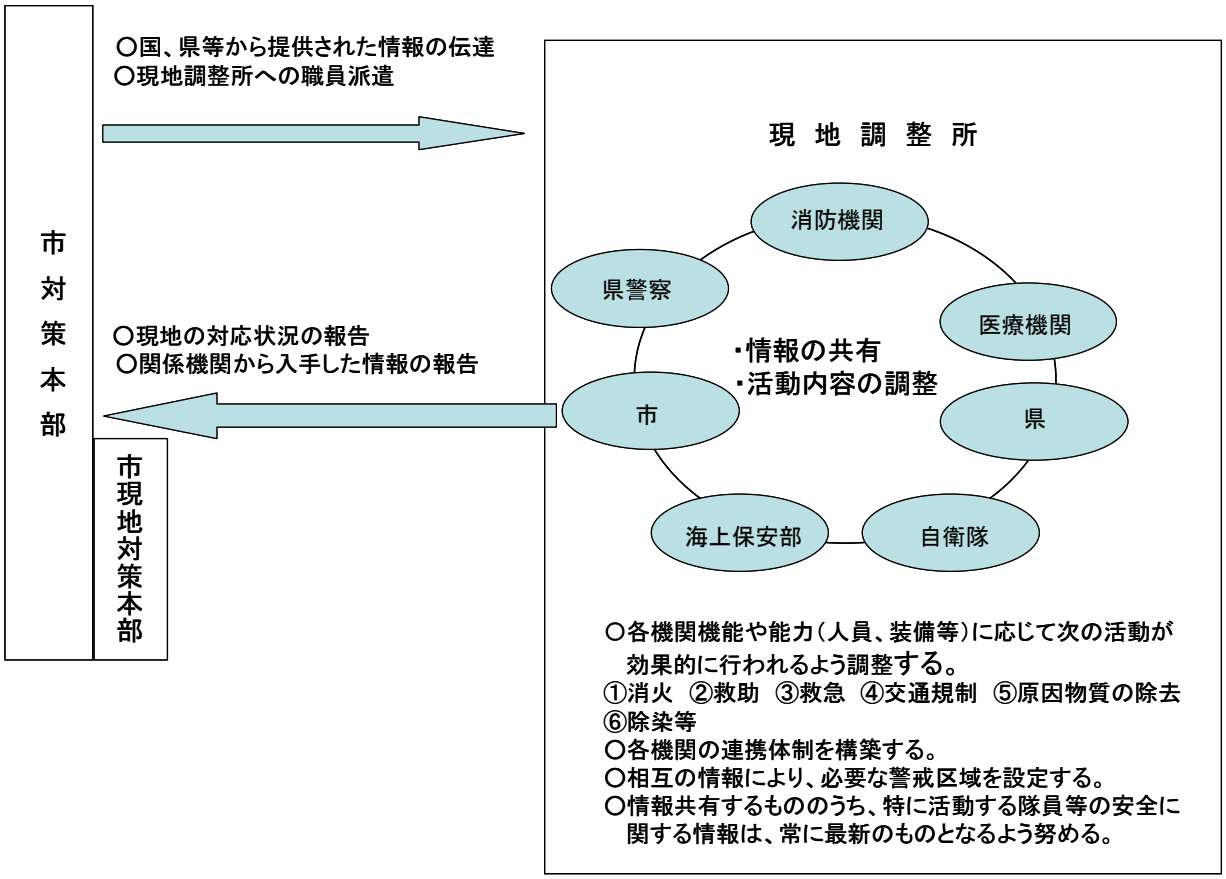

6　市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1)　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条⑤）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2)　県対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条⑥⑦）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3)　情報の提供の求め（法第29条⑧）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4)　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の提出求め（法第29条⑨）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5)　市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条⑩）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

7　市対策本部の廃止　（法第30条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

8　通信の確保

(1)　情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市防災行政無線（移動系）等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用、臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域､避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2)　情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)　通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・県の対策本部との連携

(1)　国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2)　国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力する。

２　知事等への措置要請等

(1)　知事等への措置要請（法第16条④）

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2)　知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条⑤）

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3)　指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3　自衛隊の部隊等の派遣要請等　（法第20条）

(1)　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

なお要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。

ア　武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

ア　避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
イ　避難住民等の救援（生活必需品の貸与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
ウ　武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）
エ　武力攻撃災害の応急復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2)　市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4　緊急消防援助隊の応援要請

市長は、市の消防力及び相互応援協定による消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

5　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託　（法第17条）

(1)　他の市町村長等への応援の要求

ア　市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ　応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2)　県への応援の要求（法第18条）

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3)　事務の一部の委託（法第19条）

ア　市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ｱ)　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(ｲ)　委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ　他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また､事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

6　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請　（法第151条、法第152条）

(1)　市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2)　市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

7　市の行う応援等　（法第17条）

(1)　他の市町村に対して行う応援等

ア　市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ　他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2)　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は､指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8　ボランティア団体等に対する支援等　（法第４条③）

(1)　自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2)　ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、次のような受入体制等の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

ア　被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握

イ　ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮

ウ　避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整

(3)　民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9　住民への協力要請　（法第115条）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○　避難住民の誘導
○　避難住民等の救援
○　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
○　保健衛生の確保

第４章　警報及び避難の指示等

第１節　警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達、通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1　警報の伝達等　（法第47条）

(1)　警報の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、受信の旨、直ちに県に返信するとともに、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段及び伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会等、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2)　警報の通知

ア　市は、市の執行機関及びその他の関係機関（市立病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

イ　市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http：//www.city.wajima.ishikawa.jp/）に警報の内容を掲載する。

※　市長から関係機関への警報の伝達・通知の仕組みを図示すれば、下記のとおり。

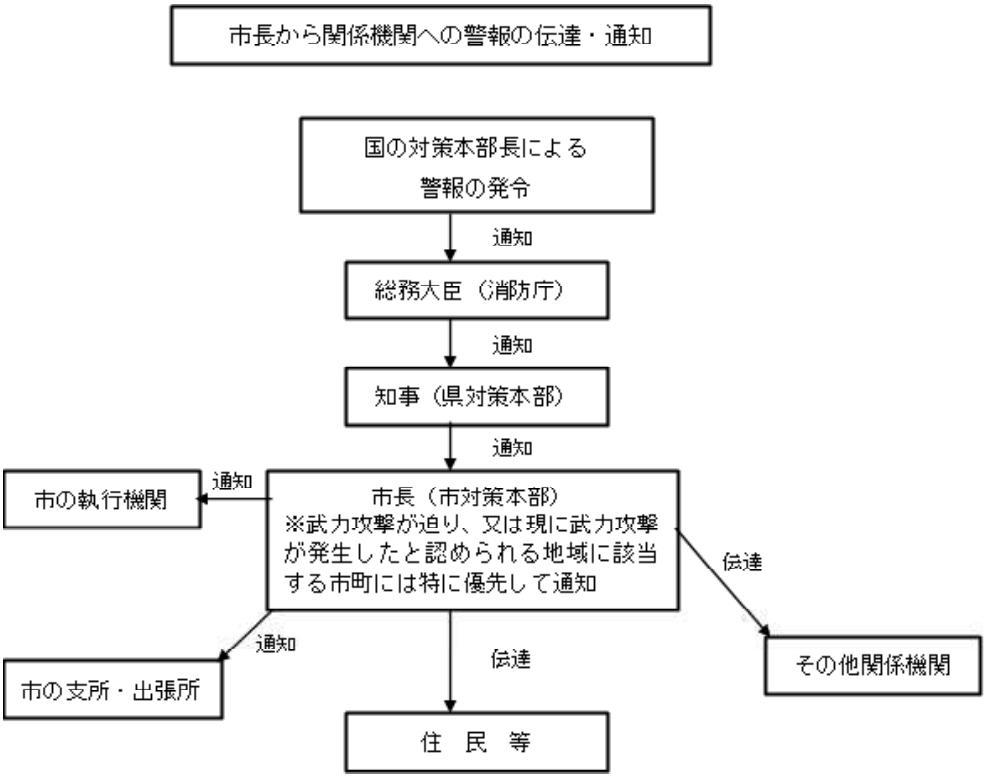

2　警報の伝達方法

(1)　警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線（同報系）で国が定めたサイレンを緊急一斉で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ｱ)　この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(ｲ)　なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も活用する。

(2)　市長は、その職員を指揮し、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会等や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3)　警報の伝達においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、以下の区分に応じて特に配慮する。

ア　病院・社会福祉施設利用者への伝達

市長は、管轄する地域の病院・社会福祉施設の管理者に対して連絡するものとする。

イ　在宅の高齢者、障害者等への伝達

市長は、自治会、自主防災組織等と連携し、在宅の高齢者、障害者等に対して直接連絡を行うよう努めるものとする。

ウ　外国人への伝達

市長は、外国人に対して伝達を行うよう努めるものとする。

エ　入院患者等への伝達

病院・社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等に対して、重病入院患者、他の入院患者、高齢者、障害者等へそれぞれに伝わるよう留意して、迅速かつ的確に伝達を行うものとする。

(4)　警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3　緊急通報の伝達及び通知　(法第100条)

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第２節　避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要であることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　避難措置の指示の通知・伝達　（法第54条）

(1)　市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2)　市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

※　避難の指示の流れについては下図のとおり。

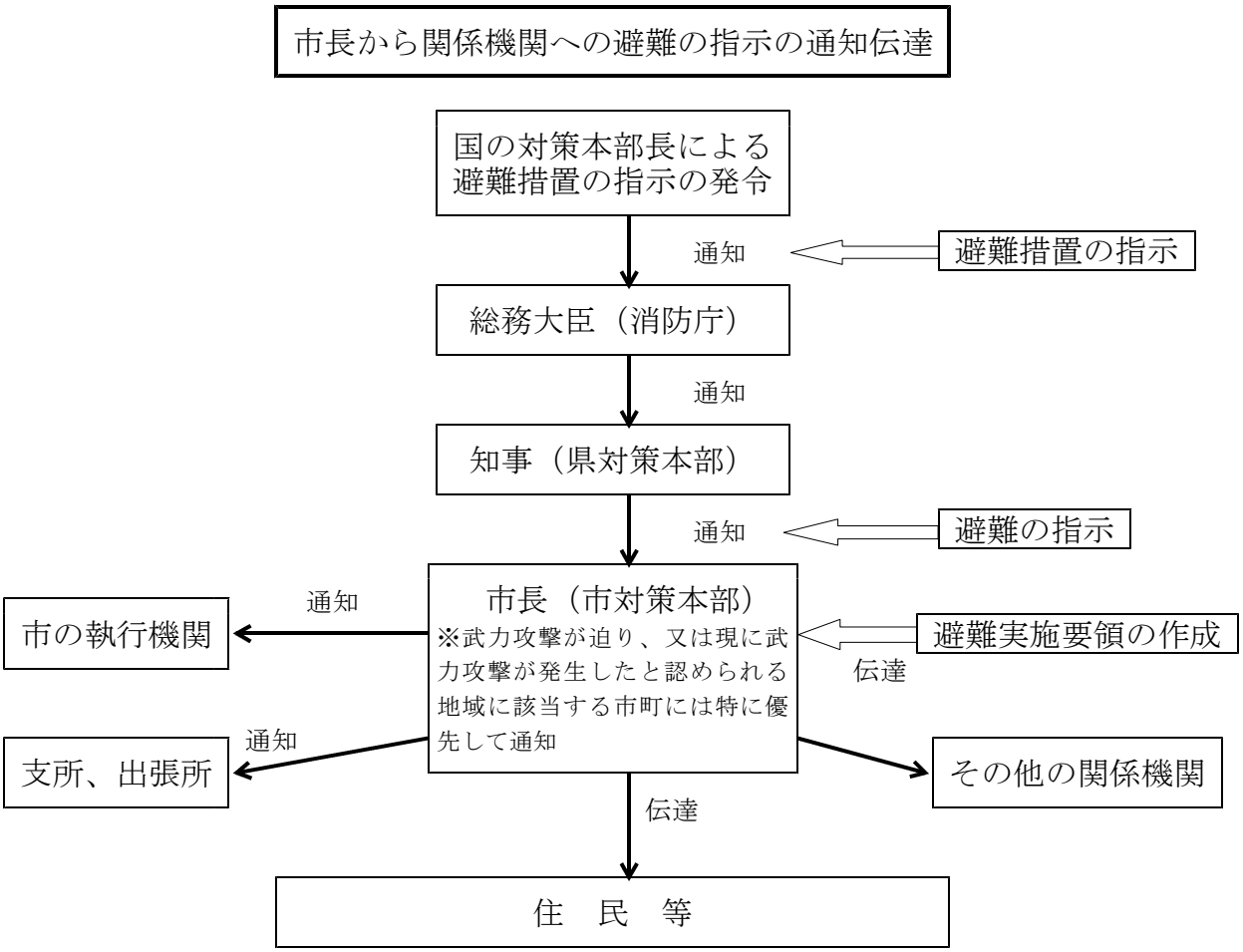

※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同等に通知・伝達を行う。

2　避難実施要領の策定

(1)　避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

また、避難の指示を受ける前の段階においても作成のための準備をするものとし、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項)】

・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領が簡潔な内容のものもありうる。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

（以下は、県国民保護計画の記載項目）

①　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
②　避難先
③　一時集合場所及び集合方法
④　集合時間
⑤　集合に当たっての留意事項
⑥　避難の手段及び避難の経路
⑦　市職員、消防職団員の配置等
⑧　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
⑨　要避難地域における残留者の確認
⑩　避難誘導中の食料等の支援
⑪　避難住民の携行品、服装
⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2)　避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ　事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ　避難住民の概数把握

エ　誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ　輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ　避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）

キ　避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク　職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ　関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ　自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3)　避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を、住民等に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、輪島警察署長、七尾海上保安部長、自衛隊石川地方協力本部長及び輪島分屯基地司令並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

※ イメージ図

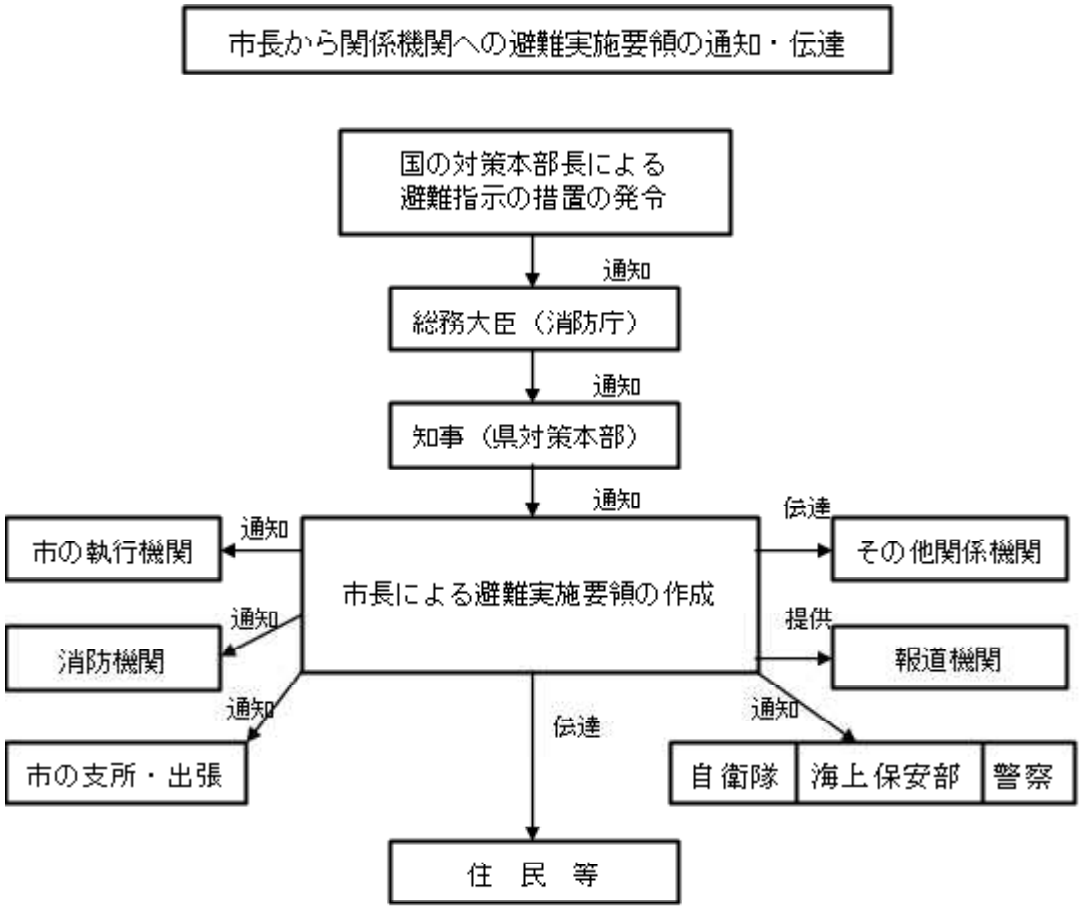

3　避難住民の誘導

(1)　市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、消防長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2)　消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行が困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3)　避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4)　自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5)　誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6)　高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、「避難支援プラン」を策定し、当該プランに沿って対応を行う。

その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7)　残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8)　避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9)　動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年８月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・危険動物等の逸走対策
・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4　事態の類型等に応じた避難等に当たっての留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）

(2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア　国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国の対策本部長　警報の発令、避難措置の指示
（その他、記者会見等による国民への情報提供）
知　事　避難の指示
市　長　避難実施要領の策定

イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市の全区域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

(3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○　避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○　昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※　ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

(1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり､県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(2) 一方、舳倉島における避難については、次の対応を基本として対応に努める。

舳倉島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。(「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補〈安全保障・危機管理担当〉付内閣参事官〈事態法制企画担当〉通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官〈危機管理担当〉通知　参照)

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、着岸港となる輪島港から輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

第５章　救援

市は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため県と連携して、救援に関する措置を実施する必要があることから救援の実施に当たり必要な事項について定める。

【救援の指示等】（イメージ）

救援の指示等について図示すれば、次のとおりである。

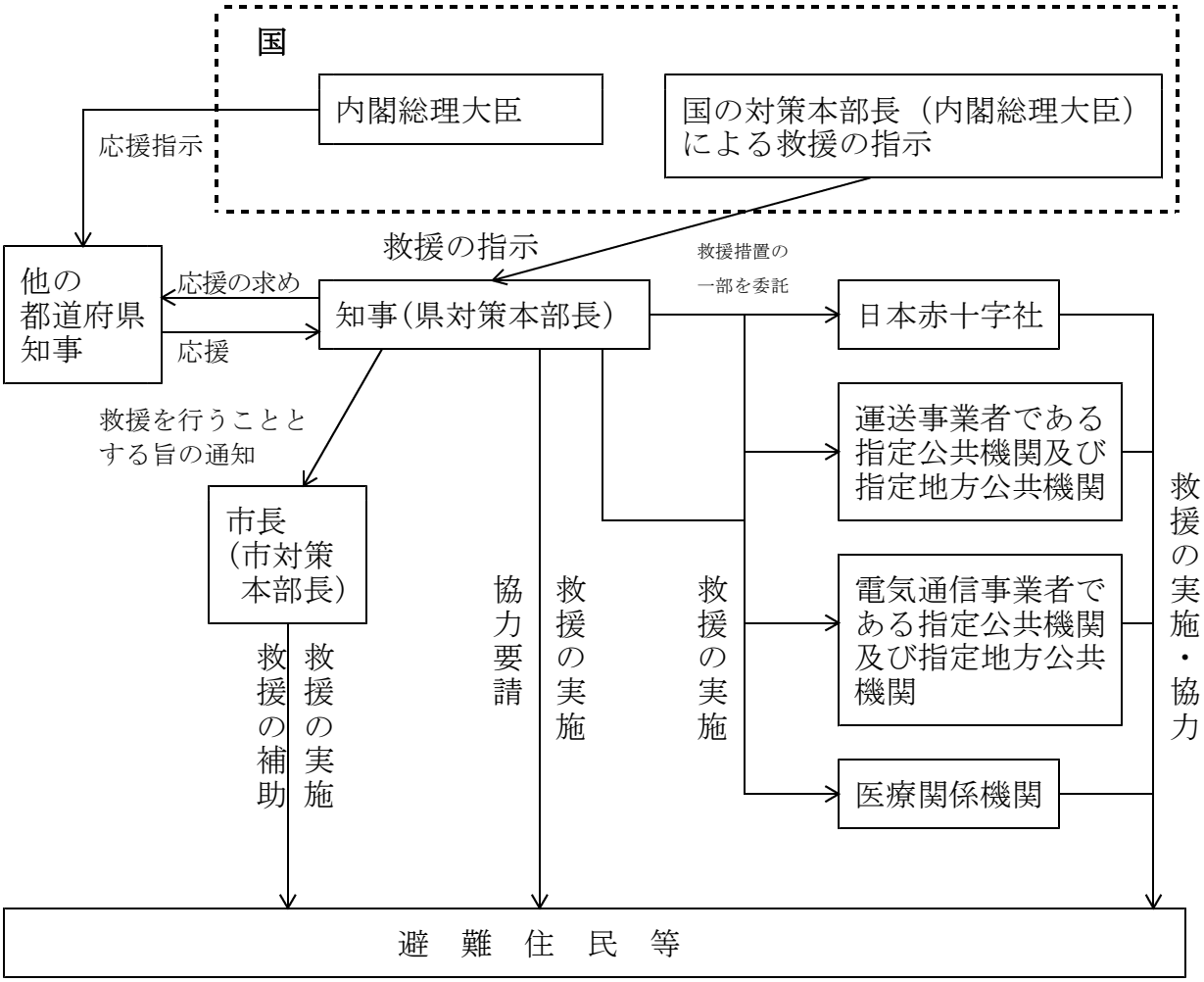

1　救援の実施

(1)　救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア　収容施設の供与

(ｱ)　避難住民又は武力攻撃災害により被害を受けた者等を収容する避難所の設置

(ｲ)　武力攻撃災害により住宅が全壊し、自らの資力では住宅を得ることができない者等に対しての応急仮設住宅の供与

イ　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

(ｱ)　避難所に収容された者等に対して炊き出し等による食品の供与

(ｲ)　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、被服、寝具その他生活必需品を失った者等に対してそれらの物資等の給与又は貸与

ウ　医療の提供及び助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療や助産の途を失った者に対して行う診療や分娩の介助等

エ　被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、生死不明の状態にある者等の捜索及び救出

オ　埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者について応急的な埋葬等

カ　電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対しての電話その他の通信設備の提供

キ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により、住宅が半壊等をし自らの資力では応急修理ができない者に対して行うもの

ク　学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失等した小学校児童等に対する、教科書（教材を含む)、文房具及び通学用品の支給

ケ　死体の捜索及び処理

(ｱ)　武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、死亡したと推定される者の捜索

(ｲ)　死亡した者等について行う、死体の洗浄、一時保存等

コ　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自己の資力では除去できない者に対して行う除去

(2)　救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2　関係機関との連携

(1)　県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2)　他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3)　日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4)　緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3　救援の内容

(1)　救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第 229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2)　救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第６章　安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

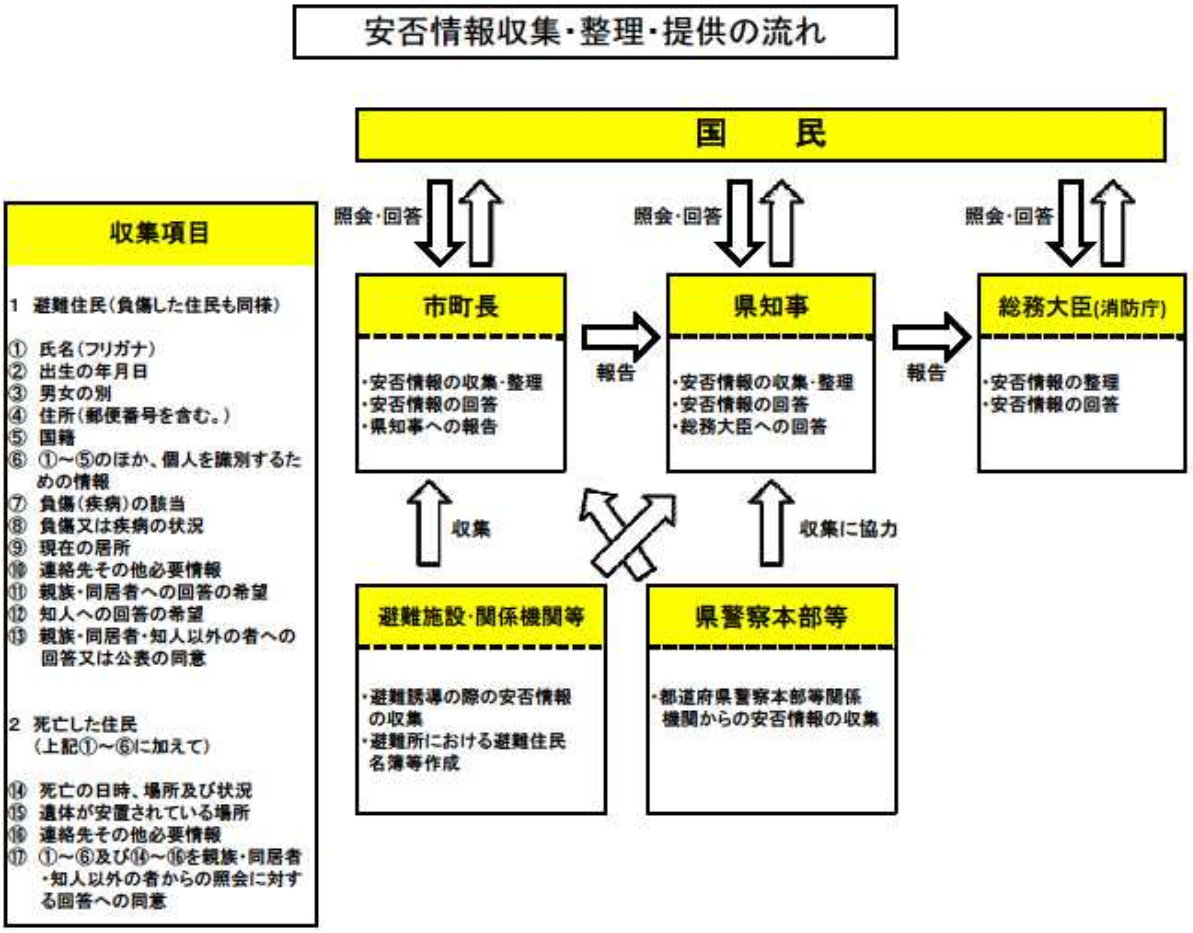

１　安否情報の収集

(1)　安否情報の収集（法第94条）

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2)　安否情報収集の協力要請（法第94条③）

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3)　安否情報の整理（法第94条）

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2　県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第２条に規定する様式第３号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3　安否情報の照会に対する回答

(1)　安否情報の照会の受付

ア　市は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2)　安否情報の回答

ア　市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ　市は､照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

ウ　市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3)　個人の情報の保護への配慮

ア　安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4　日本赤十字社に対する協力　（法第96条②）

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、３（２）（３）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１節　武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1)　武力攻撃災害への対処（法第97条②）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

また、知事から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるよう指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。

(2)　知事への措置要請（法第97条⑥）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3)　消防による武力攻撃災害への対処（法第97条⑦）

消防は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃による火災から住民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

(4)　対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2　武力攻撃災害の兆候の通報

(1)　発見者の通報義務等（第98条）

ア　武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、武器、不発弾の発見など）を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は、消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

イ　通報を受けた消防吏員等は、速やかに、その旨を市長に通報しなければならない。

(2)　知事への通知（法第98条③）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２節　応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1　退避の指示

(1)　退避の指示（法第112条）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)　安全の確保等

ア　市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ　市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ　市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2　市長の事前措置　（法第111条）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。

また、市長は、警察署長又は海上保安部長に対して同様の指示をするよう要請することができる。

3　警戒区域の設定

(1)　警戒区域の設定（法第114条）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等の違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2)　警戒区域の設定に伴う措置等

ア　市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ　市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ　警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報の共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ　市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)　安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4　応急公用負担等　（法第113条）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは次に掲げる措置を講ずる。

(1)　他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

(2)　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

この場合、次の点などに留意する。(法第113条で準用する災対法第64条③～⑥)

ア　武力攻撃災害を受けた工作物等を保管したときは、所定の事項を公示

イ　保管した工作物等が滅失、破損のおそれがあるとき等における工作物等の換価

5　消防に関する措置等

(1)　市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2)　消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3)　消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4)　緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)　消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6)　消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7)　医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8)　安全の確保

ア　市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ　市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ　被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ　市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３節　生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

１　生活関連等施設の安全確保　（法第102条）

(1)　生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2)　消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3)　市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、警備の強化及び安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

さらに、奥能登広域圏事務組合及び構成市町と連携して警備の強化等の措置を講じる。

2　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1)　危険物質等に関する措置命令（法第103条）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※　危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

市の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

①　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の３）

②　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第３項第２号）

③　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第３項第３号）

(2)　警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４節　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等

本市には、原子力発電所等の原子力関連施設は所在していないが、隣接町に所在する原子力発電所等における武力攻撃原子力災害への対処等については、関係機関と連携し、情報収集に努め、必要に応じ関係機関に協力することとし、また、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１　武力攻撃原子力災害への対処

市は、隣接町に所在する原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合において、国の総合的な方針に基づき、国、県と連携しながら、市地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた次に掲げる措置等を講ずる。

(1)　基本的考え方

①　原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力発電所に対し、「武力攻撃」が発生しまたはそのおそれがあるときは、国からの命令、又は事態の緊急性若しくは県や市からの要請等を考慮し原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

②　市の措置及び関係機関との密接な連携

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める措置に準じて、状況に応じた適切な措置を講ずる。

また、法により、武力攻撃原子力災害への対処についても国の対策本部において総合的に推進することとされているため、国、県の対策本部と緊密に連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、応急対策の実施体制を確立する。

この場合、県、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関と連携して、武力攻撃原子力災害による被害を最小にとどめるため、応急対策を実施する。

(2)　武力攻撃災害の発生防止のための要請等

①　安全確保のための要請（法第102条）

市長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、原子力発電所原子力防災管理者（発電所長）（以下本節において「原子力防災管理者（発電所長）」という。）が安全確保のために必要な次の措置を講ずるように、知事が要請するよう求める。

ア　施設の巡回の強化

イ　警備員の増員

ウ　警察との連携体制の強化等による警備の強化

エ　その他施設の安全確保のために必要な措置

② 原子炉の運転停止等の要請

ア 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を確保するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、原子力規制委員会が原子炉の運転停止等の必要な措置を講ずべきことを命令するように、知事が要請するよう求める。

イ 原子力事業者に対する要請

市長は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、法の規定に基づき、原子力事業者に対して、安全確保のために原子炉の運転停止等の必要な措置を講ずるよう要請する。

（参考）法第２１条第３項

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(3) 武力攻撃等の兆候の通報

原子力防災管理者（発電所長）は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合、第３編第４章第１節に準じて対処することとし、直ちに、市長のほか、知事、関係各市町長、県警察本部長及び海上保安部長に通報するものとする。

(4) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等（法第105条）

① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者（発電所長）から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。

② 市長は、消防機関等から、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に連絡を受けた場合には、直ちに原子力事業者に対し、その内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。

③ 市長は、知事から国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため応急対策の実施に係る公示を発出した旨の通知を受けた場合には、警報の内容の通知（第３編第２章第１節）に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携等

① 国の武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

内閣総理大臣は、通報（本節４）がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに国が別に定める場所（原則として石川県志賀オフサイトセンター（以下、「オフサイトセンター」という。）とされているが、武力攻撃原子力災害による被害の状

況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等）に国の現地対策本部を設置することになっている。

② 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国、県その他関係機関と国が（１）で定める場所において武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。

武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携については、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。

(6) 応急対策の実施等（法第105条）

① 原子力防災管理者（発電所長）の応急対策

原子力防災管理者（発電所長）は原子力発電所において武力攻撃原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合には、直ちに、発生の防止又は拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、突発的に武力攻撃が発生した場合など特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、自らの判断により、直ちに原子炉の運転の停止等の措置を行うものとする。

この場合、国、知事、関係市町長、県警本部長及び海上保安部長その他関係機関に、応急対策の実施内容を通報するものとする。

なお、武力攻撃による核燃料物質事業所外運搬時の災害については、専門的知識のある核燃料物質運送事業者の原子力防災管理者等と連携して汚染物質の除去や被害の拡大防止措置を的確に実施するものとする。

② 市等の応急対策

市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、奥能登広域圏事務組合消防本部に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

③ 応急対策の内容

ア モニタリングの実施

モニタリングの実施については、状況に応じ、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。

イ 立入制限区域の指定の要請

市長は、安全確保のため必要があるときは、知事に対し、県公安委員会又は海上保安部長が原子力発電所の敷地及び周辺区域を立入制限区域に指定するように、知事が要請するよう求める。

ウ 住民の避難等の措置

(ｱ) 市長は、知事が住民に対する避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容に応じた、避難実施要領を策定するとともに関係機関と連携して、住民の避難誘導を行う。

(ｲ) 市長は、原子力事業所からの通報内容、モニタリング結果、事態の状況を勘案し、知事からの避難の指示を待ついとまがないと判断する場合は、地域の住民に対し、退避を指示するとともに、その旨を知事に通知する。

エ 被ばく医療の実施

市は、県と協力して、住民及び原子力発電所の従業員等の生命及び身体を保護するため、市地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて、武力攻撃事態における被ばく医療措置を講ずる。

オ 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。

カ　スクリーニング及び除染の実施

市は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。

キ　飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。

ク　職員の安全の確保（法第105条）

市長は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において情報収集に努め、奥能登広域圏事務組合消防本部消防長等の関係者に、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

【参考：応急対策】（法第105条第13項で準用する原災法第25条、第26条）

(ｱ)　公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達、住民の避難に関すること
(ｲ)　放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関すること
(ｳ)　被災者の救援、救助その他保護に関すること
(ｴ)　施設・設備の整備・点検・応急復旧に関すること
(ｵ)　犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関すること
(ｶ)　緊急輸送の確保に関すること
(ｷ)　食料、医薬品その他の物資の確保、居住者の被ばく放射線量の測定、放射線物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関すること

(7)　事後対策の実施（法第105条第13項で準用する原災法第27条）

市長は、国、県、原子力事業所等と連携し、応急対策の実施に係る公示が取り消された旨の公示が発出された以後においては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める事後対策のうち必要なものを行う。

2　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

市は、ＮＢＣ攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1)　応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2)　国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3)　関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情

報についての報告を受けて、当該情報をもとに県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4)　汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア　共通の措置

放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導し、住民に注意を呼びかけ、生活の用に供する水がＮＢＣ攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

イ　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

ウ　生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチンを接種させ、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、石川県関係機関（能登北部保健福祉センターなど)、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

エ　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助、除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5)　市長又は奥能登広域圏事務組合長の権限（法第108条）

市長又は奥能登広域圏事務組合長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

ア　市長又は奥能登広域圏事務組合長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときにあっては、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

イ　上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときにあっては、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

１	当該措置を講ずる旨
２	当該措置を講ずる理由
３	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
４	当該措置を講ずる時期
５	当該措置の内容

(6)　要員の安全の確保

市長又は奥能登広域圏事務組合長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○　被災情報の収集及び報告（法第127条、128条）

(1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、次の被災情報について収集する。

・武力攻撃災害が発生した日時
・武力攻撃災害が発生した場所又は地域
・発生した武力攻撃災害の状況の概要
・人的及び物的被害の状況
・応急措置の実施状況
・その他必要な情報

(2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

(4) 市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第９章　保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2)　防疫対策

市は、防疫班を編成し避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、能登北部保健福祉センター等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3)　食品衛生の確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、能登北部保健福祉センター等と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4)　飲料水の衛生確保対策

ア　市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、能登北部保健福祉センター等と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ　市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ　市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5)　栄養指導対策

市は、栄養士職員で構成する栄養指導班を編成し、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を能登北部保健福祉センターと連携し実施する。

2　廃棄物の処理

(1)　廃棄物処理の特例

ア　市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ　市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア　市は、地域防災計画の定めに準じて、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理業務マニュアル)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

(3) し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施するものとする。

また、収集運搬車両を確保して、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努めるものとする。

(4) 避難施設等への仮設（簡易）トイレ

避難施設の運営責任者は、下水道、し尿処理施設が被害を受けている場合は、必要に応じて避難施設等の水洗トイレの使用の制限を指示するものとする。

この場合、仮設（簡易）トイレを設置するとともに、十分な衛生管理を行うものとする。

第10章　国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1　生活関連物資等の価格安定　（法第129条）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2　避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、関係機関等と連携し、次のような適切な措置を講ずるものとする。

・避難先での学習機会の確保
・教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与
・被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助
・避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請、請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3　生活基盤等の確保

(1)　水の安定的な供給（法第134条②）

市は、水道事業者として消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2)　公共的施設の適切な管理

市の管理する道路及び港湾を適切に管理する。

第11章　特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※　特殊標章等の意義について

1949年８月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第66条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ　身分証明書

第一追加議定書第66条３に規定される身分証明書(様式のひな型は次のとおり。)

ウ　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

（オレンジ色地に
青の正三角形）

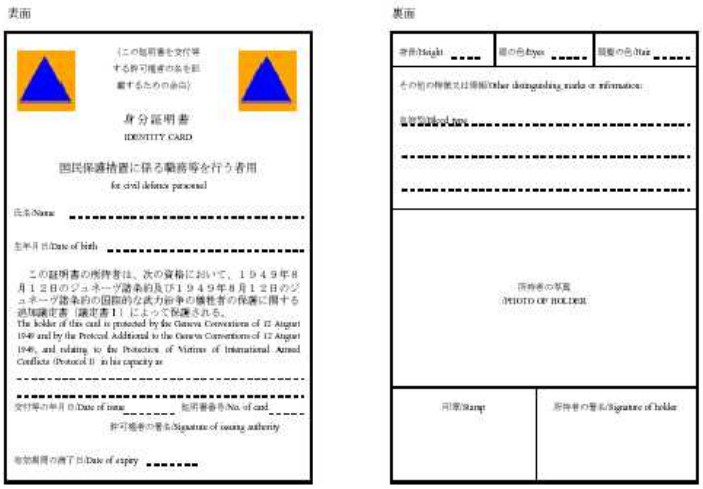

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年８月２日閣副安危第321号内閣官房副長官補〈安全保障・危機管理担当〉付内閣参事官〈事態法制担当〉通知」）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。（「市〈町村〉の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱〈例〉」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱〈例〉」〈平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知〉を参考）

ア　市長

- 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 消防団長及び消防団員
- 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　消防長

- 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ　水防管理者

・　水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

・　水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

・　水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

１　基本的考え方　（法第139条）

(1)　被害状況の把握、緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害・損壊状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2)　通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3)　県に対する支援要請（法第140条）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

また、建物機器等の損壊により、業務の遂行に支障が生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

(4)　応急復旧計画の策定・実施

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を早期に策定し、応急復旧措置を実施する。

２　公共的施設の応急の復旧

(1)　市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2)　市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1)　市の復旧方針

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2)　所要の法制が整備されるまでの復旧

市は、次の方針に基づき復旧を行うものとする。

ア　武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況を考慮し、被災した地域、施設及び設備の復旧について可能な限り迅速な復旧を行うものとする。

イ　被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、当面の復旧の方向を定めるものとする。

ウ　復旧に当たって、その対象となる施設の被害の状況、県が定める当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

２　復旧に関する留意事項

市は、復旧に当たって、次の点に留意するものとする。

(1)　事前の被害等調査の実施

(2)　復旧計画の作成

(3)　県及び関係機関との連携して実施する市民等に対する復旧支援策

・住宅の供給などの生活の安定
・速やかな就職のあっせんなど雇用機会の確保
・融資などの金融対策
・物資の確保などの流通機能の回復

(4)　国の財政上等の支援措置の活用

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　費用の負担

(1)　国の負担（法第168条）

ア　基本的考え方

市が支弁した費用のうち次に掲げるものについては、国民保護法施行令で定めるところにより、国が負担する。

(ｱ)　住民の避難に関する措置に要する費用

(ｲ)　避難住民等の救援に関する措置に要する費用

(ｳ)　武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用

(ｴ)　市が行う損失補償若しくは実費弁償､損害補償又は損失補てんに要する費用(市に故意又は重大な過失がある場合を除く。)

(ｵ)　市も共同（国・県）で行う訓練に要する経費

ただし、当該費用中、市の職員の人件費、市の管理及び行政事務の執行に要する費用並びに市が施設の管理者として行う事務に要する費用で国民保護施行令で定めるものについては除く。

イ　国に対する負担金の請求

市は、この支弁について、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

ウ　関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

(2)　他の地方公共団体の長等の応援に係わる費用の支弁（法第165条）

市長は、他の地方公共団体の長等の応援を受けたとき、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(3)　他の地方公共団体の長等を応援したときの費用支弁（法第165条）

市長は、他の地方公共団体の長等の応援をしたときは、当該応援に要した費用の支弁を請求する。

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁することができる。

2　損失補償及び損害補償

(1)　損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3　総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。